

愛知県事業認定審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県事業認定審議会条例(平成14年愛知県条例第7号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、愛知県事業認定審議会(以下「審議会」という。)の運営に関する事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第25条の2第2項の規定により知事から審議会の意見を求められたときは、審議会を招集しなければならない。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開しないものとする。

(議決に参加できない委員)

第4条 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

2 前項の議事に直接の利害関係を有する委員とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 土地収用法第8条に規定する起業者、土地所有者及び関係人
- 二 前号に規定する者のほか、審議会が議事に直接の利害関係を有すると認める者(答申書)

第5条 答申書には、事業の認定の可否の妥当性につき、議決に参加した委員全員が署名又は記名押印するものとする。

(会議録)

第6条 審議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 前項に基づく会議録の保存年限は、5年とする。

(会議要旨)

第7条 審議会の会議要旨は、公表する。

(公印)

第8条 審議会の公印は、別表のとおりとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設部用地課において処理する。

(雑則)

第10条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年3月19日から施行する。

別 表

公印の名称	寸法（各辺の長さ ミリメートル）	ひ な 型	用 途
愛知県事業認定 審議会会長印	25	愛 知 県 事 業 認 定 審 議 会 会 長 印	一般文書用